



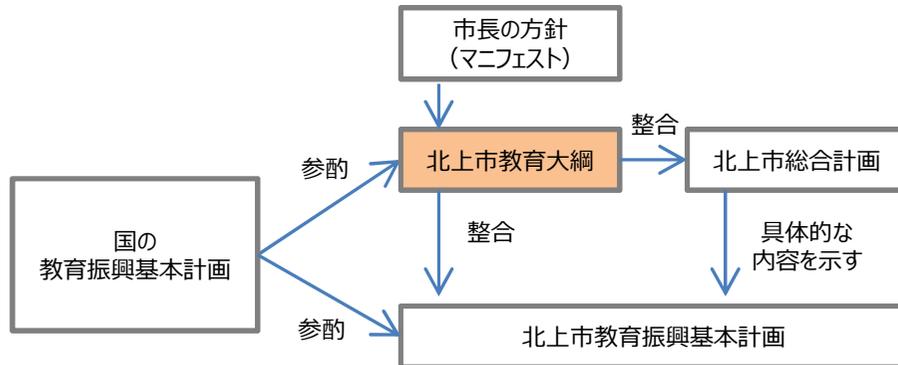
「第3次北上市教育大綱」を策定するにあたり、大綱案の内容について協議するもの。

1 法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針※を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
※国の教育振興基本計画

2 他の計画との関係

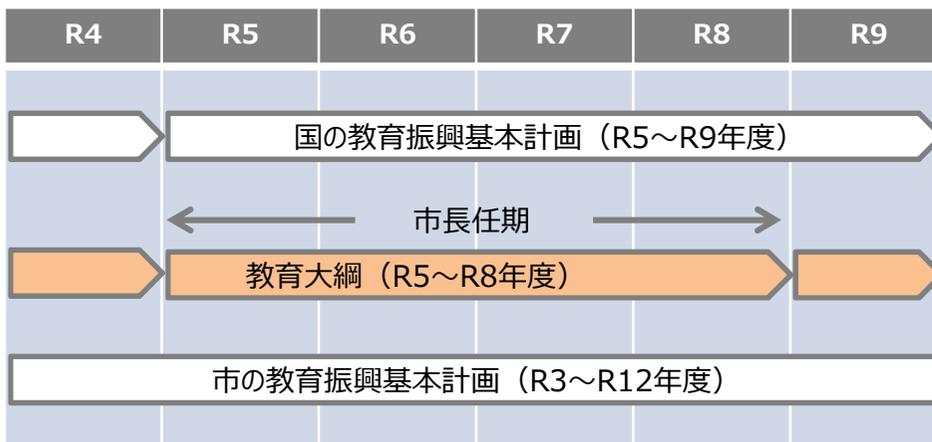


3 大綱の概要

(文科省H26.7.17通知)

- ① 教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
(詳細な施策について策定することを求めているものではない)
- ② 大綱の記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、予算や条例等、首長の有する権限に係る事項が考えられる
(学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実 など)
- ③ 国の教育振興基本計画の参酌すべき対象は、主に第1部(国の今後の教育施策の方向性)、第2部(成果目標)
- ④ 大綱が対象とする期間は、4～5年程度を想定
(首長の任期、国の教育振興基本計画の対象期間(5年)を鑑み)
- ⑤ 首長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、地方教育振興計画をもって大綱に替えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はない。

4 次期大綱の対象期間



対象期間R5～R8年度で策定
(市長任期にあわせる)

5 スケジュール(案)

- 6月～7月 大綱案作成
- 7月31日 総合教育会議 (大綱案について協議)
- 8月7日 庁議 (大綱の決定)